平成２６年（フ）第５４７号
愛知県豊田市岩滝町滝坂415番地５
破産者　村瀬　貴幸
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目24番10号
破産者　川畑　絵美
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９１３号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目１番31―213号
破産者　佐藤　久恵（旧姓敦賀）
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ20棟29、開始決定時の住所仙台市青葉区本町１丁目６番25―804号
破産者　東　　正直
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
山梨県笛吹市八代町大間田49番地５
破産者　横山　朋生
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５８号
福岡県朝倉市三奈木1448番地６
破産者　寺垣　市夫
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９８号
福岡市中央区大名１丁目２番20―306号
破産者　山根奈穂子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目８番16号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市田上台４丁目23番３号
破産者　尾上　秀和
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目８番16号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市田上台４丁目23番３号
破産者　尾上　　恵
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
秋田市南通宮田５番19号
破産者　阿部　淑子（旧姓金子）
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
秋田県大館市花岡町字根井下174番地
破産者　阿部　金男
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４７号
秋田県大館市花岡町字根井下174番地
破産者　阿部　貞子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３９７号
横浜市保土ヶ谷区川島町1404番地　２―３棟202号、開始決定上の住所横浜市旭区白根２丁目16番１―403号
破産者　伊藤　　清
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８５号
横浜市旭区今宿南町1765番地８　ラインハイツ203号
破産者　朝岡　一郎
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１６号
横浜市港北区高田東４丁目22番30号　高田寮208号室
破産者　小野寺裕也
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２６９号
横浜市旭区二俣川１丁目55番地11旭ハウス201、開始決定時の住所横浜市旭区若葉台２丁目22番704号
破産者　吉田　明央
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０８号
横浜市緑区寺山町175番地
破産者　武田さおり（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部